

協働のまちづくり市民会議会議録

会議名称	第14回山口市協働のまちづくり市民会議
開催日時	平成20年6月30日（月曜日）午後6時30分～午後9時30分
開催場所	山口総合支所3階 第10・11会議室
公開・部分公開の区分	公開
出席者	辻正二委員、坂本俊彦委員、渡辺洋子委員、國吉正和委員、久保田美代委員、曾田元子委員、豊川智恵委員、中村保男委員、中山美穂子委員、原田章子委員、原田雅代委員、平井多美子委員、福田嘉夫委員、益田徳子委員、山根伊都子委員、山本貴広委員、山本豊委員、若崎啓一委員（18人）
欠席者	清水春治委員、井出崎小百合委員、加藤結花委員、河村律子委員、藏本信江委員、西村美紀委員（6人）
事務局	江藤協働推進課長、山田主幹、豊田主任主事、高橋主事（4人）
議題等	<ol style="list-style-type: none"> 1 あいさつ 2 本日のプログラムの説明 3 パブリック・コメント、地域フォーラムでの意見等説明 4 法制執務について 5 グループワーク、グループ発表 6 次回開催日程について 7 その他
内容	<p>【1 あいさつ】</p> <p><事務局> 最初のあいさつ 本日の配布資料の確認 会議録署名委員の指名</p> <p><坂本副会長> みなさん、こんにちは。辻会長がまだ授業をされているということですので、来られるまで私が進行させていただきます。 地域フォーラムでは、みなさま大変お疲れ様でした。本日はそれを受けての市民会議で、第14回目の開催になります。</p> <p>【2 本日のプログラムの説明】</p> <p>本日のプログラムをご覧ください。 私たちが作った中間案に対して、地域フォーラムやパブリック・コメント等でいろいろと質問や意見がありました。それを受けて本日の会議から最終案に向けて検討するこ</p>

とになります。

いただいた意見のうち、特に条文や文言の整理などの法制執務の面については、本日、市総務課文書担当の方から意見をいただくこととなっています。

これらを踏まえて、各フォーラムの班ごとにグループワークで最終案の検討をしていただこうと考えています。グループワークは次回の第15回市民会議でも引き続き行っていただきますので、今日は検討できるところまでで結構です。

【3 パブリック・コメント、地域フォーラムでの意見等説明】

それでは、地域フォーラムやパブリック・コメント等でいただいた意見についてお話しします。

5月24日から6月7日まで開催した中間案についての地域フォーラムには、3会場で100人を超える方にご来場いただきました。5月1日から6月2日までの一ヶ月間にはパブリック・コメントを行い、さらに自治会連合会の総会でも辻会長と渡辺副会長が説明を行いました。また事務局からも、市民活動評議会、各地域のまちづくり審議会で説明をしてもらいました。これらを合わせまして、全部で91件もの意見をいただきました。

この意見をまとめたものが、【資料2】になります。事前にみなさまに郵送させていただいたものですが、「中間案に対する意見等趣旨」と書いてある資料です。この資料の見方ですが、左側の列にどこで出た意見かが書いてあります。『項目』の列には、中間案のどこに当たるかということが書いてあります。あとは具体的な意見が書いてあり、その右にある『市民会議委員、事務局回答』では、各フォーラムなど、その場で意見を求められたときに答えた内容が書いてあります。

地域フォーラムの後、プロセス検討会議を2回行い、今回と次回で協議してもらったたたき台を作らせていただきました。それが一番右端の項目『市民会議としての回答又は考え方』ということで、プロセス検討会で協議した結果の【プロセス検討会案】を掲載しております。これはあくまでたたき台ということで、ご検討いただければと思います。

この【資料2】の中で、通し番号(6)の『協働』、次ページの(10)(11)の『参加・参画の区別』、4ページの(34)の『行政運営 行財政運営』について、6ページの(43)の『表現方法 努力規定』については、委員のみなさん一人ひとりにじっくりと市民のみなさんからの意見を考えていただき、市民会議として意見をまとめたいと思いますので、プロセス検討会で協議した【プロセス検討会案】を掲載しておりません。

資料は既に、事務局から委員のみなさんに事前に送ってもらっていますので、みなさんご覧になっていると思います。ですから今回と次回のグループワークで、特に協議が必要となる部分を中心にお話させていただきます。

【資料2】の1ページに戻りまして、『協働』についてお話しいたします。

これはパブリック・コメントでいただいた意見なのですが、この条例において、『協働』をどのように捉えるかは重要な部分ですし、これまでこだわって議論してきたところなので、どのような規定をおくべきなのか、おく必要がないのか、定義を修正する必要があるのか、ないのかということについても、十分に検討していただきたいと思います。これに関しては【プロセス検討会案】は掲載しておりませんが、「協働の領域イメージ」ということで、事務局に資料を用意してもらっています。【資料4-3】をご覧ください。これには、左側に「市民」、右側に「行政」を置き、「主体」と「主導」という言葉に分けて段階的に『協働』というものを示しています。この資料を参考にしながら、『協働』というものをどのように規定するのか、協議していただきたいと思います。

次の争点になる部分は、【資料2】の(7)の『地域コミュニティ』の部分です。これについては、【プロセス検討会案】を掲載しております。

続いては(8)の『市民活動』についてです。こちらも【プロセス検討会案】を載せておりますが、ぜひ協議していただきたいと思います。

次は(9)の『知る権利』についてです。意見を見ていただければ分かりますが、この意見に対して、我々市民会議としてどのように回答していくかということです。

さらにページをめくっていただきまして、(10)(11)の『参加・参画の区別』についてですが、この『参加・参画』の言葉の整理に関しましては、【資料4-2】として『「参加」・「参画」が含まれる条文」という資料を配布しております。今回の条例の中には『参加・参画』という言葉は重要な位置を占めています。この資料を参考にしながらご検討いただきたいと思います。

再び【資料2】に戻っていただいて、(13)パブリック・コメントでいただいた『協働の推進』のところの意見で、特に「市」とか「市民」が入っているところですが、この意見についてもご検討いただければと思います。

次に、その下になりますが、(17)の第8条、『人づくり』や『人材育成』に関して、『人材育成』は条文では市についてだけ記載していますが、市以外でもするべきではないのかという意見が出ています。それについてどのように回答するかということで、ここでは一応【プロセス検討会案】に記載していますが、ご検討いただきたいと思います。

次に(20)から(22)まで同じ趣旨の意見ですが、『事業者・教育機関の役割』ということで意見をいただいておりますので、ご検討いただきたいと思います。

続いて(28)に入ります。パブリック・コメントで出た意見で第12条の地域コミュニティの活動の部分ですが、ここと第15条の市民活動について説明した条文は対比して捉える内容なのですが、やや表現が違っているのではないかという意見ですね。

それから(30)(32)の、『市の支援』で「～できる」という表現方法について、ここは私が担当したフォーラムでも出た意見ですが、どのように回答するかご検討いただきたいと思います。

続きまして(33)です。ここでは『市民活動団体の役割』ということですが、どのような内容で考えるかということについて、ご検討ください。

それから(34)、ここは先ほど申し上げましたように、第18条と第21条の内容が似たような趣旨になっているのではないかというご指摘ですね。これについて、どのように我々が考えていくかということです。これに関しましては、【資料2別紙】をご覧ください。ここに内容を仕分けしています。これを基にご検討ください。

次に【資料2】に戻っていただきまして、(35)です。『附属機関等の委員』についてというところで、委員を公募することだけでなくそれに関して限定をつけたほうが良いのではないかという意見をいただいています。検討いただきたいと思います。

続いて(36)ですが、市の職員に対しての育成や意識改革について意見が出ています。これに対してどのように回答するか。単発な研修ではだめだ、体系的なものをもっと細かく盛り込んで、というようなご意見ですね。

次は(38)です。推進委員会の内容、庶務事務について、「調査、審議」という言葉に対して、コメントが寄せられています。

その下の(39)は推進委員会の運営方法の意見です。小委員会を盛り込んだほうが良いのではという意見ですね。

それから(40)では、『条例の位置づけ』で他の条例との位置関係についてですが、「最大限に尊重しなければならない」という文言についてそれをどのように捉えるべきかということです。

続いて(43)ですが、表現方法の全般について「努める」という規定についてのご意見ですね。語尾について整理して修正するか、その必要はないかということです。これについての資料として、市に関する条文(資料4-4)に配付していますので、参考にさせていただきたいと思います。

それから【資料2】に戻っていただきまして(56)に移ります。この基本条例と総合計画がどういう関係にあるのかという質問です。

次の(57)(58)については、この条例の趣旨についての質問です。特に行政との関係に関してのご意見で、非常に大事な質問の一つではないかと思えます。これに対してきちんと答えないと、この条例を作っている意味が分からなくなると思えます。

それから(71)ですが、資料に記載していることについては罰則規定を盛り込むべきではないかという意見をいただいています。

以上、ざっと触れていきましたが、中身については今から検討していただくことになります。地域フォーラムにおいて、市民会議で検討していないということで持ち帰ったもの、あるいはパブリック・コメントで出た意見に関しては市民会議として回答する必要があるということで、これらについては、今日と次回の市民会議で協議していただきたいと思えます。

それから、どれも大事な意見、質問ではありますが、特に3つほど中身がやや専門的要素の強いものがありますので、これについては、事務局から説明を加えていただきたいと思えます。一つ目が『議会』についてです。『議会』については、以前からこの市民会議でのどのように考えるかということをお話したと思うのですが、今回この『議会』について意見がありました。二つ目は『住民投票』です。三つ目は、中間案では全員での共有が難しかったということから外しましたが、『中間支援』、『中間支援組織』とは、どのように捉えるかということについてです。みなさんのお手元に事前に送付された【資料3-1】の議会についての資料、それから【資料3-2】の住民投票についての資料、【資料3-3】の中間支援についての資料があると思えます。この3つに関して、事務局からご説明いただければと思えます。よろしくお願ひします。

<事務局>

それでは事務局から【資料3-1、3-2、3-3】についてご説明いたします。事前に送付しておりますが、みなさまお手元にございますでしょうか。

それでは、まずは【資料の3-1】の議会と地方公共団体の長との関係という資料から説明をさせていただきます。

1ページは、山口市議会のホームページから引用しております。まず、議会と市長の関係についてですが、議会は、市長が提案した予算案や条例案について、その内容を審議され、それからその可否を決定されます。市長は、この議会の決定に基づき市政を運営、執行していきます。こうしたことから、議会は議決機関、市長は執行機関と呼ばれ

ています。このように地方自治体は、住民の代表である議決機関である議会と執行機関である長の二元代表制、いわゆる間接民主制を採用しています。その関係を表したのが、1 ページの図です。

それでは、議会と市長の法的な位置づけがどうなっているかというのが、次の2 ページです。議会は、憲法や地方自治法の規定によって、住民の直接選挙によって選出される議員をもって構成される議決機関とされています。そしてその権能は、大きく二つあるとされています。

一つは、住民の代表機関である議決機関として、地方公共団体の主要な意思決定を行うことです。条例を制定したり、予算を議決するという決定権限です。

議会が議決する事項は、地方自治法に定められております。次のページ、3 ページをご覧ください。罫線で囲まれたところですが、第96条第1項の第1号から第15号までの項目になります。法律で定められた議決事項です。

二つ目は、執行機関の行政運営を民主的に監視し、けん制する権能です。これに関する条文は、2 ページにありますとおり地方自治法第98条や第100条などです。

次に、執行機関についてですが、執行機関とは、独自の執行権を有し、担任する事務について地方公共団体としての意思決定を自ら行ない、外部に表示することができる機関をいいます。具体的には、地方公共団体の長（市長）とその補助機関（執行機関内部の職員）及び行政委員会のことをいいます。行政委員会とは、教育委員会や農業委員会などのことです。合議制でない監査委員というものもあります。

この執行機関は、議会の意思決定した事項について執行を行います。また、執行機関の権限に属する事項というものがあります。先ほどの、議会が意思決定をされる、議決をされること以外の事項についてですが、これは執行機関自らが意思決定をし、これを外部に表示し、執行します。

なお、地方自治法で規定されている地方公共団体の長の権限、担当事務及び地方公共団体の長に関する条文については【資料3-1】の4 ページに条文等を載せております。

このように、主権者である住民、議決機関である議会、それから執行機関である長の3者によって地方公共団体は構成されています。議会と執行機関は、【資料3-1】の1 ページの図にもございますが、相互にけん制しながら市政を運営しています。

若干話がそれますが、昨年9月に行った勉強会のときに、色々な条例のタイプといえますか、条文等をみなさまに資料提供させていただきました。そのときに様々な名前の条例があったと思います。例えば自治基本条例やまちづくり基本条例、市民参加条例、協働推進条例、協働支援条例など、色々あったと思いますが、各自治体で必要な条例を検討されまして、制定をされています。特にそうした条例の法的な定義もなく、各自治体で課題なども違いますことから、名称につきましても様々で、当然同じ条例は一つと

してありません。

一般に、自治体のあり方や自治のあり方を示したものが、自治基本条例や自治体基本条例と呼ばれています。【資料3-1】の1ページの図で言えば、自治体を構成する住民、議会、執行機関のそれぞれの責務や役割というようなもの、市民の権利というものもございしますが、規定されたものがあります。名称については、自治基本条例であったり、まちづくり基本条例であったりというように様々です。

地方自治の本旨である団体自治というものがございします。団体自治とは議会や執行機関のあり方や、山口市と国や他の地方公共団体（自治体）とのあり方などを規定するものがございます。自治基本条例では、この団体自治と住民自治を包括的、総合的に規定されています。市長や執行機関、議会に関する項目につきましては、地方自治法に細かく規定されてありますので、規定する内容については、憲法や地方自治法と整合性を図る必要があります。

地方自治法の中には、市長や執行機関、議会については資料のように細かく規定されていますが、市民参加の手続きや市民と行政の協働といったものは規定をされていません。そのため、市民参加の手続き、協働のあり方など、まちづくりの具体的な進め方を規定した市民参加条例、協働推進条例や協働支援条例などというものがあるという状況です。図で言えば、執行機関から住民への矢印で「市政の執行」というものがありますが、住民と市長とのあり方を規定したものが多いと思われまます。

今回みなさんにご検討いただいている素案の中間案につきましては、どちらかといえば、こちらのジャンルの条例に分類されるのではないかと思います。

次に、【資料3-2】をご覧ください。直接請求制度と住民投票の関係という資料です。

地方自治は、先ほどご説明いたしましたように住民の代表者による間接民主制を採用しています。しかし、住民の意思と相容れない状況が生じた場合などに、これを是正し、住民の意思を直接反映させるため、間接民主制を補完する制度として直接請求制度が設けられています。図の①～⑩までが法律で定められた直接請求制度と言われるものであり、その内、⑥～⑩までが住民投票制度になります。⑥の長の解職請求に関するものから⑧までが執行機関に対するもの、⑨と⑩の議会の解散請求や議員の解職請求に関するものが議決機関である議会に対するものになります。これが、法律により定められている直接請求制度及び住民投票制度です。

一方、条例によって市民参画の一つの手法として住民投票制度を定めている自治体もあります。条例により定められる住民投票制度については、投票の対象を特定の問題に限定せず、住民投票の要件や手続等について定めている、いわゆる常設型というものと、特定の問題についてその都度個別に条例を制定する非常設型（個別設置型、臨時型）と

呼ばれているものがあります。

その中で、住民投票に関する論点等としましては、条例による住民投票には「首長、議会は住民投票の結果を尊重する」というような条文が多く、実際に政策決定に強制力を伴うものではないため、投票結果の取り扱いが議論になるケースがあります。また、長又は議会の尊重義務を定めるだけで法的拘束力を持たない「諮問型」の住民投票については、他の自治体でも制度化されておりますが、一方、拘束力を持つ住民投票を条例で制度化する場合には、現行の地方自治は、間接民主制を採用していますので、その地方自治のあり方自体に例外を設けるものとされ、憲法や地方自治法など現行の法体系との抵触が議論になるところです。また、住民投票は二者択一で賛否を問うものですので、十分な審理が尽くされないまま、結果が出てしまうというような議論もあります。なかにはそうしたことで住民間の意見対立を招いてしまうということもあります。

このように住民投票制度自体には様々な論点があります。制度自体を否定するものではありませんが、国の第26次地方制度調査会というものの答申においても、「住民投票の制度化は、代表民主性を補完し住民自治の充実を図るという観点から、重要な検討事項であるとされながらも、種々の検討すべき論点があり、今後とも、引き続き検討する必要がある」と提言されているところです。

最後に【資料3-3】をご覧ください。中間支援についてという資料を作成しております。この中間支援ということは、中間案の取りまとめの際に議論になりましたが、その重要性は市民会議の中で認識されていましたが、その内容について共有されていなかったということで条文になっておりません。最終案の検討の際に再度協議するという事になっていました事項です。

1ページには、中間支援組織の定義について、2ページと3ページには、内閣府の「平成13年度中間支援組織の現状と課題に関する報告書」から一部抜粋し、資料を作成しております。資料の1ページの下段にありますように、「中間支援組織」は、当初はNPOの支援機関という意味合いが強かったのですが、最近では直接的に住民や地域に対する支援を行う事例も登場しておりまして、必ずしもNPOだけの支援機関という形態に限られないものとなりつつあります。まず1ページに中間支援組織の定義について、3つの資料から抜き出しております。

次に2ページと3ページには中間支援組織に期待される機能や役割について記載しております。この報告書では、特に、NPOに対する中間支援組織に期待される機能については3つの段階があるとされています。

2ページをご覧ください。草創期において重要な機能としては、情報提供機能があげられています。各種情報を提供する機能で、基本的な機能とされています。NPO法人から

支援期待の大きい機能としては、2の資源や技術の仲介機能、3の人材育成機能、4のマネジメント能力の向上支援機能があげられています。

3ページをご覧ください。NPO活動全般の発展に向けて期待がかかる機能としては、5のネットワーク・コーディネート機能、6のNPO評価機能、7の価値創出機能があげられています。

市民会議の中で中間支援について共有ができなかったということで、中間案から中間支援という条文が外れましたが、みなさんの協議でもありましたとおり、重要な機能であることはみなさんの中でも共有されているのではないかと思います。

最終案では、どのような形で中間支援ということを謳うのか、どのような表現をするのか、例えば条文でなく、説明というかたちにするのかということもあわせてご協議いただければと思います。こうすることで、資料の提供をさせていただきました。

簡単ではございますが、資料3-1から資料3-3までの説明については以上で終わります。

<社会長>

ありがとうございました。

議会や住民投票、中間支援について事務局から説明がありましたが、本日の議論に入ります前に、検討が必要な項目について、再度確認させていただきます。

【資料4-1】がお手元に配付されていると思います。住民投票、や議会については、今回の条例の中には入れていないのですが、地域フォーラムや議員の方から、またパブリック・コメントで意見をいただいております、これらが検討課題になります。

プロセス検討会議については、地域フォーラムの後、2回行いまして、【資料4-1】の真ん中にありますように、文章的な表現ですとか、比較的重たくない、こちらの判断でできそうな事項につきましては【プロセス検討会案があるもの】として示しております。その下に【プロセス検討会案がないもの】を記載しています。『参加・参画』の文言の整理、『協働』の定義、それから徳地などいくつかの地域フォーラムでも出てきました、市に関する条文の語尾の文面について、それから第18条と第21条についてがあります。

中間支援についてですが、中間案の中では結論を出さないようにしたということで、いま中間支援について事務局から説明していただきました。

本日の協議の順番としては、まず住民投票と議会について協議していただきまして、次にプロセス検討会議が案を出している事項、次にプロセス検討会議で案を出していないもの、そして中間案で共有できなかった中間支援というものの取り扱いという順番で協議していただければと思います。

まず、住民投票と議会について協議していただくこととなりますが、一つの項目の協

議が終わりましたら、【資料4-1】の順番で、次の項目へ進んでいってください。グループワークのやり方等は各班にお任せします。今回は地域フォーラムのグループに分かれています。私と副会長もそれぞれ担当したグループについて一緒に協議します。

それから、私からの気づきなのですが、まず1点目は、中間案を協議した中で『市職員の地域づくりへの参加』というような項目があったと思いますが、中間案を整理する段階で抜け落ちているようです。これを条例に入れるかどうか、協議が必要なのではないかと思います。

2点目は、これは私たちが議論する中でよく申ししていたことですが、この条例は『中学生でもわかるように』ということはこの条例では努めていこうとしてきたと思います。しかし、例えば第22条の第2項にある『自己研鑽』という言葉は少し難しい言葉だと思います。『自己啓発』のほうが良いのではないかと思います。このあたりのこともお考えになっていただきたいと思います。

最後に3点目ですが、この条例は現在『(仮称)まちづくり基本条例』となっていますが、私たちは決していわゆる自治基本条例を作るつもりで今まで望んでおりません。私自身は『協働』というかたちでいろんな組織、特に市民活動団体と地域コミュニティと、その周辺にいる市民の方々や行政などの個人や組織同士の『協働』に力点があったと思うのですが、そこが最終的にどういったかたちの名称とするかということも合わせて検討いただければと思います。

【4 法制執務について】

<社会長>

今日は、市の総務課文書担当の方が来られています。協議するにも時間の制約があるでしょうから、文書担当の方から中間案についての意見や気づきをいただきたいと思います。よろしくお願いします。

<総務課文書担当>

ただいまご紹介いただきました総務課文書担当の河村と申します。よろしくお願いいたします。

資料のご説明に入る前に少し申し上げますと、我々文書担当の主な仕事は市の条例や規則などの審査です。各課が起案したものの最終チェックというようなものが主な業務でございます。我々が法規文を審査するに当たって特に注意していることが2点ございます。

まず1点目が、何通りも読み方がある文章は作らないという点です。読む人によって解釈が2通り、3通りあつたりすると、それは法律、条例として問題があるということ

です。

2点目は、端的に分かりやすく文章が出来ているかという点です。これも読む人のことを考えて、読む人が理解できるかどうか、読む人にとって分かりやすいことを一番に考えています。

しかしこの2点は相反することもありまして、分かりやすく、分かりやすく作ろうとすると、何通りも読み方が出来てしまったり、何通りもの読み方がないように文章を構成すると、回りくどくて分かりにくい文章が出来てしまったりします。このバランスがいつも難しいと思っています。

例としては税法、これには地方税法、所得税法などがありますが、非常に分かりにくい、難解な文章になっています。我々でも頭がついていかないところがあります。税金に関することというのは、読み方が何通りもあってはいけないわけです。そこはバランスで言うと、端的に分かりやすくという点がほぼなくなっています。読み方に誤解がないように、何通りも読み方ができないようにきっちり作るという作り方がされているのが税法ということです。

今回のこの条例作りにあたっては、私は何通りも読み方があってはいけないということよりは、端的に分かりやすい、読む人が分かりやすいという方を重点に置くものかなとは思っています。

そういったことを前提に今回の条例（中間案）を見させていただきまして、僭越ながら気づきを申し上げます。では、座って説明させていただきます。

今日は資料として、「総務課における気づき」という資料を配布していると思います。お手元に資料がございますか。今日はこの5点について、ご説明したいと思います。

これらは主に条例の構成にかかる部分や文体にかかる部分ですので、またこれとは別に細かい言い回しや市の法規文や法律にならった法律用語、法令用語が使われているかどうかといった検討もあるのですが、その点はこの場で全て言うと時間もないので、この資料にまとめてある分だけ、まずはご検討いただければと思います。

先ほど、法令用語と申し上げましたが、読み方が何通りもないように、また端的に分かりやすいようにということを実現するために、国の法律では法令用語というものが使われています。非常によく出来た言葉でして、この2つのバランスを上手く取っていると思います。山口市の条例も基本的にこの法令用語に沿って、同じ言葉を使っているのですが、この法令用語を使わずに違う言葉使いをしたからといって、条例として効力がないというわけではないと思っています。先ほどのバランスもありますが、具体的に権利を制限したり、義務を課したりすることがないときにはこの法令用語にこだわることなく、読みやすさを重視して条例等を作っていくことが大切ではないかと思っています。

それでは、資料に入らせていただきます。

最初にページをめくっていただきまして、2ページ目にそれぞれ内容を書いています
が、まず「参加と参画について」ということで、数点あげています。

「参加」と「参画」という2つの言葉が使用されています。これは先ほどご説明があ
りまして、表にもなっておりますが、合わせて私たちの意見も踏まえてご検討いただ
ければと思います。

まず、この条例の中でこの2つの言葉の関係を示しておかないと、読む人に疑問が生
じる恐れがあります。初めに「参加」という言葉が書いてあるのに第4章になると「市
民参画」という言葉になっていると、初めてこの条文を読む人が疑問に思うかもしれま
せん。その点は読む人にとって疑問を生じさせてはいけないということを考えていただ
ければと思います。

そこで(3)として、勝手ながらこういう規定はどうだろうという案を考えてみまし
た。まず、第4条第1項で、「まちづくりに参加、参画する権利」という市民の権利が規
定されているところがあり、第17条には「市政に参画する権利」が規定してあります。
ここで第4条第1項の「まちづくりに参加、参画する権利」と第17条の「市政に参画
する権利」はどう違うのだろう、これは第4条に入っていないのだろうかと悩みながら
読まれる方がいらっしゃると思います。この辺をどうすれば上手く整理できるかと思
いまして、案を考えてみました。

「参画」という行為は「参加」という大きな行為に含まれるものということで、「参加」
という形態があつて、その中の一部分が「市政に対する参画」であると考えて、第17
条において、「第4条に規定する権利に基づく市民が市政に参画する権利」というよう
に規定すれば、関係としては第4条の権利に基づいて第17条に市政に参画する権利と規
定されているのだなど、読む人が理解できるのではないかと思います。

これも一つの条例の構成上の案ですが、こういったかたちで参加と参画について読む
人が疑問に思わないように作るのがよろしいのではないのでしょうか。

続きまして2点目の気づきですが、「自主的」、「主体的」、「自主性」、「自立(性)」、「自
発的」について、これは4ページ目に資料がついていますのでご覧ください。このよう
に、各条でどのようにしてこれらの言葉が使われているかということを表にしました。
下半分のところには、広辞苑から引用しました用語の説明を載せています。

同じような文章で、それぞれ違う語句が使用されています。

例えば、ある場所では「自主的」となっているところが、違う場所では「自発的」に
なっていたり、「自主的、主体的」と2つつけてあったりなどされていますが、これも
読む人にとってはこの違いはなんだろうと考えてしまいます。こっちでは「自発的」と

という言葉を使っているが、前に出ていた「自主的」という言葉を変えたのはなぜだろうと、思わず読む人が広辞苑を見てみたくなるような感じになってしまいます。

それぞれ語句にニュアンスや語幹、意味の違いがあると思いますので、その辺を踏まえた上で敢えて選択されていれば良いと思います。ただ、そのこの語句を選択した理由を条文の中で説明するのは難しいと思いますので、条例の中間案でも条文の下に趣旨、説明が書いてある資料がありますが、そういった条文の趣旨、説明の中で、ここではこういう意図でこの言葉を選んだということが表現できると良いと思います。

何も表現しないと、今作っていらっしゃる方々は分かると思いますが何年後かに別の方が見られたときに、どうしてここでは「自主的」でこっちは「自発的」という言葉を選んだのだろうという理由が分からなくなってしまいます。それではせっかく考えた意味もありません。敢えて統一しないといけないということではありませんが、統一しないならしないでそれぞれを選択した理由がはっきりわかれば良いということです。

3点目ですが、第6条をはじめとして協働の主体に関する規定があります。

まず(1)協働の主体はあくまで「市民」と「市」であり、協働の関係は「市民と市」の協働あるいは「市民と市民」の協働になっていると思います。

ここで第6条の主語がいま「市民と市」になっておりますが、パブリック・コメントへの回答として【プロセス検討会案】(【資料2】(13))によりますと、ここを「市民と市、また市民と市民」として、協働の関係について、市民相互の協働もあるということ表現しようとしています。

しかし、果たして第6条だけそのようにして良いだろうかという疑問もございます。第3条や第7条についても同じように協働について述べられておまして、こちらも市民相互の協働も含んだような条文にしないといけないのではないかと思います。

そこで、これもあくまで提案なのですが、(3)としまして、そもそも協働の定義というものが第2条にあります。協働の定義が中間案では、『様々な主体が相手の特性を理解し尊重して、対等な立場で、共通の目的に向かって、責任と役割分担を明確にし、共に取り組むことをいう。』とされていて、主語は「様々な主体」とされています。ここをそもそも「市民と市又は市民同士が相互に相手の特性を理解して・・・」とし、この協働の定義のところで市民と市だけでなく、市民相互の関係も含まれているということを定義しておきますと、第6条の主語を変えるとか、第3条と第7条はどうかという疑問が全部取り払われてすっきりするのではないかと思います。

続きまして4点目の第19条(パブリック・コメント)の条文について、ここは条文の作り方についての気づきなのですが、第19条にパブリック・コメントという重要な言葉が見出しだけで使われていますので、見出しはあくまで見出しであり、重要なのは本文ですので、本文にパブリック・コメントという言葉盛り込む方が良いと思っています。そこで(2)のような案を考えてみました。こうすることで、本文の中にパブリ

ック・コメントという言葉が出てきて、さらに括弧書きでパブリック・コメントはどういうものかという説明も入ってきます。これも一つの案ということでご検討いただければと思います。

続きまして5点目、第24条（情報の提供）と山口市の情報公開条例との比較・検討なのですが、（1）情報の提供に関する規定としては、情報公開条例との整合性が求められるべきと考えております。情報公開条例ではどうなっているかと言いますと、第3条第2項で「実施機関は、市民の市政に対する理解を深めるため、必要な情報を市民に積極的に提供するよう努めなければならない。」と謳っています。ここでいう実施機関は市役所の各職場をいいます。一方、今回の条例では「第24条 市は、協働を推進するため、まちづくりに関する情報を、適切な時期、適切な方法により、市民に提供するよう努めるものとする。」とされています。情報公開条例でそもそも「努めなければならない。」と厳しく謳ってありますので、このまちづくり基本条例でそれより弱い言い方をする必要はないと思います。同等かそれ以上の言い方が相応しいのではないかと思います。ですからここは「努めなければならない」とするのが良いのではないのでしょうか。

簡単ではございますが、若干駆け足で気づきについてご説明させていただきました。

<社会長>

どうもありがとうございました。さすが、プロの方から言われるとすっきりしてありがたかったですね。色々ところでサポートしていただいた感じがします。

今、総務課文書担当の方から説明がありました点について、後でみなさんに考えていただければと思います。かなり良い提案であるように感じています。

法規文というのは、独特の文言の使い方があります。句読点や「及び」とか「又は」などですね。こういった法令用語については次回の会議の後、最終案の段階で、文書担当にチェックしていただきたいと思っています。

先ほどの気づきは5点ありましたね。「参加、参画」については、「参画」という言葉を生かしたかたちで提案いただきました。それから「自主性」とか「主体的」という言葉を色々使っていますが、このあたりの整合性というのは確かに考えないといけません。協働の主体やパブリック・コメントについてもそうですね。それから情報の提供についても、既に山口市情報公開条例がありますから、そちらとの整合性をとる方が好ましいと思います。今、文書担当がされたこの提案について、何かご質問等ございますか。

< A 委員 >

今、「参加」と「参画」を一緒にしてはどうかという提案が文書担当の方からありましたが、ここは市民会議で敢えて「参加」と「参画」を話し合った結果として分けています。恐らくその意図や経緯をあまりご存知なくて、文書担当の方が条文を読んだ段階で

の判断では一緒と思われるということは、やはり表現の仕方を再度考える余地があるの
だろうなと思います。

今、山口市民に「参加」というものはまだまだです。「参画」というのは、自ら計画性、
企画性を持って取り込むということなので、そこに至るにあたって、市民に「参加」す
る意思を持ってもらうために敢えて「参加」という言葉を出しています。ひとまとめで
「参画」ということにしてしまうと、市民が誤解すると言うか、「参加」しないのではな
いかということが懸念されます。ということで、これを分けたかたちで表現するにはど
うすればよいかということを考えていただけないでしょうか。

< 社会長 >

文書担当から提案されたのはそういうことではなくて、第4条に基づくというかたち
でというのは、第4条の『まちづくりに参加する権利』に第17条の『市政に参画する
権利』がその中に入っているということです。

第4条にも、「市民が市政に参画する」というものが精神の中に入っていて、それに基づ
く第17条の『市政に参画する権利』ということです。そうですよね。違いますかね。

< 文書担当 >

そのような感じですが。先に説明されました【資料4-2】でも、これから「参加、参
画」について色々調整されると思いますが、やはり第4条の市民の権利として規定され
ている、まちづくりに参加する権利を有するというのを、大前提に置くということ
です。第4条を「参加」にするか、「参加、参画」にするかという検討も、これからグル
ープワーク等でされていかれると思うのですが、まちづくりに参加する権利を有するとい
うのを含めて、第4条の規定である「まちづくりに参加する権利」を大前提にするとい
うことです。

< 社会長 >

よろしいでしょうか。グループワークでまた詳しくしていただければと思います。
他にご質問ありますでしょうか。

《意見なし》

< 社会長 >

なければ、5分くらい休憩を取りまして、20時10分からグループワークに入りた
いと思います。

～休憩～

【5 グループワーク、グループ発表】

<社会長>

それでは、グループワークに入りたいと思います。

先ほどの説明のとおり、【資料4-1】のところで、最初に議論していただきたいのは住民投票、議会についてです。

次にプロセス検討会案があるもの、次にプロセス検討会案がないもの、中間案で共有できなかったものという項目があります。

それから、私が気づきとして言いました3点についてです。

1点目が『市職員が一個人として地域のまちづくりに積極的に参加する』という条文についてどう考えるか。

2点目として第22条の第2項の『自己研鑽』という文言について、我々は中学生にも分かるようにと心がけていますから、『自己啓発』という言葉が良いのではないかということ。

3点目として、『(仮称)まちづくり基本条例』の名称について。この名称のままだといわゆる自治基本条例のイメージが強くなってまいりますので、住民投票とか議会のことともつながってきます。

各班に模造紙が配られていると思います。各班で検討した事項について、付箋を貼ってください。あとで私たち会長・副会長も各班に入ります。分からないことがありましたら事務局に聞いていただければと思います。

本当はグループワークは19時30分からの予定だったのですが、もうだいぶ遅れています。大変申し訳ないのですが、21時までグループワークの時間を取らせていただいて、今日は最低限、最初に議論していただくものに決着が着けばと思っております。

それでは、各班、グループワークをお願いいたします。

《グループワーク》

<社会長>

それでは、今の段階で各班ともだいたい3分くらいで発表していただきたいと思います。まず徳地フォーラム班からお願いします。

《グループ発表》

<徳地フォーラム班>

まだ中身を十分に協議できていなくて途中段階ですが、発表します。

まず住民投票ですが、結論から言いますと、住民投票は条文には盛り込まないということでもとまりました。理由は、協働のまちづくりというテーマでやっているもので、まずは協働のまちづくりに市民を参加させることが先決ということで、住民投票を盛り込

まないほうが良いのではないかというものです。

『協働のまちづくりに市民を参加させることが先決』という意見の他には、『市民が提言する権利』が既にあるということで、その手段とし、例えばアンケートやパブリック・コメントなどがあるという意見も出ました。その他に、『まちづくりを協働で行うために、力を出し合うのに、住民投票は必要ないと思う』という意見もありました。以上から、徳地フォーラム班としては、住民投票は盛り込まないという結論になりました。

続いて議会についてですが、これには、『議会が住民との関係をしっかり入れてください。期待しています。』という意見や、『議会は市民の参加や参画を理解し、協働のまちづくりを推進しなければならない』という意見が出ました。

これらの意見を協議した結果とその理由ですが、『市民と議会は直接関われない。議会は議決する機関である。』や、『議会は協働のまちづくりの主体ではない。』、『議員は市民に含まれているので個人として関わって欲しい。』という理由で、『自治基本条例ではなく、まちづくり条例なので、議会を盛り込まない。』という結論になりました。ただ、いずれは議会の方にも協働のまちづくりに入る機会があると思いますので、その時点でまた考えたらいいのではないかという意見も出ました。以上です。

<湯田フォーラム班>

まず住民投票については、条文には盛り込まないという結論になりました。理由は、市民自体がまだ住民投票できるまで育っていないのではないかということと、そういった直接選挙といったものを行うようになると、議会を通さなくても決まってしまうということになり、市民が育って力をつけていくということは議員にとって恐怖になるのではないかということで、今はそのような議員から反発があるようなものは盛り込まないということで、こういう結論になりました。

議会についても、盛り込まないということでもとまりました。議論の中では、議員は何か誤解されているのではないか、という意見も出ました。私たちが作っているのはあくまで協働のまちづくり条例であって、どうやったら私たち市民が行政と対等な立場でより良いまちをつくっていけるか、活動しやすくなるかという条例を作っています。つまり、私たちは、いわゆる自治基本条例などというものを作っているわけではないので、議会を盛り込まないという結論になりました。

また、私たちの班では地域コミュニティのところにも議論は進みまして、パブリック・コメントでいただいた「集まり」という表現はどうかということについても検討しました。確かに「集まり」という表現は、何か色んなものが、ただ集まっているというイメージなので、それよりはもう少しレベルの高い「集団」という表現が良いのではないかと、「組織」まではいかなくても、「集団」という中間あたりのレベルが良いのではないかと結論になりました。つまり、プロセス検討案に賛成だということです。

次に市民活動について、「市民活動団体」と表現したらどうかという意見が出ていますが、第14条で「市民活動団体」の言葉が説明されていて、ここで「地域コミュニティ」との比較が出来ているので、現在のままのほうが分かりやすいという結論になりました。よって、条文の変更はしていません。

それから「知る権利」についてですが、この条例で言う「知る権利」はまちづくり審議会で意見が出されているような「知る権利」とは異なり、お互いに持っている情報を出し合っただけでより良いまちにしていくためにその情報を共有しましょう、という意味の「知る権利」なので、そのことをお伝えしようということになりました。以上です。

<名田島フォーラム班>

私たちの班では、住民投票と議会のところしか議論できなかったのですが、基本的に他の班と同じ意見が出ています。

住民投票について、条例の中に盛り込まないという結論になりました。理由は、まちづくりのためということを考えての住民投票とは、どんなことがあるかと考えたときに、今のところ住民投票を行うものは考えられないのではないかとということがあったからです。

次に議会についてですが、私たちはまちづくりに関する条例をつくっているのであって、いわゆる自治基本条例をつくっているわけではありません。基本的なスタンスが違うということになりました。

ただし、これは今後のことなのですが、推進委員会に議員も加わっていただくようにし、この中で議員の立場でもの申してもらいたいという意見も出ました。

あとは、他の2班と同じ意見が出まして、今回は条文の中には盛り込まないという結論になりました。以上です。

《まとめ》

<社会長>

ありがとうございました。一番重たい箇所である住民投票と議会について、各班議論していただき、住民投票については、条例に盛り込まないということが3班ともに共通した意見でした。議会については名田島フォーラム班から、議員も推進委員会に入ってもらったらどうかという意見もありましたが、条文そのものは盛り込まないという点では各班とも共通していました。よって、住民投票についても議会についても、今回の条例には盛り込まないということできたいと思います。

《拍手》

【6 次回開催日程について】

< 社会長 >

それでは今日の会議はこのくらいで、今後のスケジュールについて、ご提案したいと思います。8月1日から最終案のパブリック・コメントを行う予定になっておりまして、今のところ7月に少なくとも2回の会議をしなくては最終案がまとまらないと考えております。そこで申し訳ないのですが、プロセス検討会議で検討しまして、第15回市民会議を7月13日（日）の13時から17時まで、場所は防災センター3階の会議室、それから第16回市民会議を7月25日（金）の18時30分から21時まで、場所は本日と同じでこの会議室で開催したいと考えています。お忙しい中、申し訳ございませんが、よろしく願いいたします。

その他、委員の方からご質問やご提案はございますか。

< B委員 >

次回もその次も、2回とも討議形式と言いますか、これと同じパターンでしょうか。

< 社会長 >

基本的には、今日は説明が長かったですが、次回ぐらいでだいたい終えたいという計画です。第16回ときは全体会議をしたいと思っています。もし仮に次回、最後まで議論できないケースが出た場合、第16回の最初のわずかな時間を協議することになるかもしれませんが、次回で最後まで議論できればと思っています。資料を今日お渡ししていますので、読んでいただいて、少し整理していただければと思います。

その他、質問がありますでしょうか。

《意見なし》

< 社会長 >

それでは、事務局から何かございましたらお願いいたします。

【7 その他】

< 事務局 >

アンケートのお願い

第15回、第16回市民会議の開催場所について

< 社会長 >

それでは、以上で今日の会議を終了いたします。みなさん、本当にお疲れ様でした。

	<p style="text-align: right;">以上</p> <p>会議の経過を記載し、その内容に相違のないことを証するため、ここに署名する。</p> <p style="text-align: center;">署名委員 渡 辺 洋 子</p> <p style="text-align: center;">署名委員 國 吉 正 和</p>
<p>会議資料</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 レジюме 2 第14回プログラム（資料1） 3 中間案に対する意見等の趣旨（資料2） 4 資料2の34番について（資料2別紙） 5 議会と地方公共団体の長との関係（地方公共団体の仕組み）（資料3-1） 6 【図解】直接請求制度と住民投票の関係（資料3-2） 7 中間支援について（資料3-3） 8 検討が必要な項目について（資料4-1） 9 「参加」・「参画」が含まれる条文（資料4-2） 10 協働の領域イメージ（資料4-3） 11 市に関する条文（資料4-4） 12 総務課文書担当資料 13 アンケート
<p>問い合わせ先</p>	<p>自治振興部協働推進課協働推進担当</p> <p>TEL 083-934-2965</p>